

一般社団法人日本検査血液学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本学会は、一般社団法人日本検査血液学会（英語表記 The Japanese Society for Laboratory Hematology：略称 JSLH）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本学会は、主たる事務所を東京都新宿区信濃町35番地 信濃町煉瓦館（一財）国際医学情報センター（IMIC）に置く。

(支部)

第3条 本学会は必要に応じて支部を置くことができる。

2 支部の組織・運営に関しては本定款に準拠し、細則を別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本学会は、検査血液学に関する研究の進歩、発展を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学術集会の開催
- 二 会誌及び図書の発行
- 三 講習会等の教育活動
- 四 血液検査の標準化の推進
- 五 資格の認定
- 六 その他、本学会の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本学会の会員の種別は、次の通りとする。

- 一 正会員 本学会の目的に賛同し、検査血液学に関する活動に従事する個人
- 二 功労会員 原則として第14条に定める評議員を定年退任した者の中から選出し、理事会において推薦を受け、第17条に定める評議員会で承認された個人
- 三 名誉会員 評議員を定年退任した者の中から、本学会に多大な貢献をした者として選出され、理事会において推薦を受け、評議員会で承認された個人
- 四 賛助会員 本学会の目的に賛同し、本会の事業を推進する団体又は個人

(会員の特典)

第7条 会員は、学術集会及び会誌に研究業績を発表することができる。

2 正会員、名誉会員及び賛助会員は、無償により会誌の配布を受けることができ、購読を希望する功労会員は、有償により会誌の配布を受けることができる。

3 功労会員及び名誉会員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しないものとする。

(入会手続)

第8条 正会員又は賛助会員として入会するには本学会所定の申込用紙に必要事項を記載し、年会費を添えて本学会に申し込むものとする。

(会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、別に定める年会費を各年度の初めに納入するものとする。

2 功労会員及び名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(任意退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 本学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、理事会の決議を経て、当該会員に対し除名の決議を行う評議員会の1週間前までに通知するとともに、同評議員会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 会費を3年以上滞納し、かつ勧告に応じないとき。
- 二 総評議員が同意したとき。
- 三 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、本学会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 評議員（社員）

(法人の構成員)

第14条 本学会は、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(評議員の選任)

第15条 評議員は、次の各号の要件を満たしたものを候補者とし、評議員会において選任する。

- 一 最近5年以上正会員であること
 - 二 本学会の学術集会又は本学会の雑誌に2回以上発表した者若しくは本学会のシンポジウム、特別講演にて発表したことがある者
- 2 前項の規定にかかわらず、本学会の評議員としてふさわしいと理事会で承認された者は、前項各号の要件を満たさなくても評議員の候補者としてすることができる。

(評議員の資格喪失)

第16条 評議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 辞任を申し出たとき。
 - 二 本学会の正会員でなくなったとき。
 - 三 定時評議員会に4年間連続して欠席したとき。
- なお、本号の適用に関しては、第25条第2項の規定にかかわらず書面又は電磁的方法をもって議決権の行使をし、又は他の出席評議員を代理人として議決権の行使を委任した場合であっても欠席とみなす。
- 四 満65歳に達した事業年度に関する定時評議員会が終結したとき。

第5章 評議員会（社員総会）

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 前項の評議員会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 計算書類等の承認

四 定款の変更

五 解散

六 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(招集の請求)

第 21 条 総評議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 23 条 評議員会における議決権は、評議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 24 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第 25 条 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権の行使をし、又は他の出席評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員等

(役員の設定)

第 27 条 本学会に、次の役員を置く。

- 一 理事 18 名以上 26 名以内
- 二 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、3 名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 本学会の理事のうち、理事のいずれか 1 名及びその親族その他の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 理事、監事は相互に兼務することはできない。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本学会を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、本学会の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。

5 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事及び監事は、評議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。

(幹事)

第34条 本学会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、理事長の指示に従い、理事の業務を補佐する。

3 幹事の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 幹事の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

5 監事、幹事は、相互に兼務することはできない。

(大会長)

第35条 本学会に、大会長を置くことができる。

2 大会長は、年1回学術集会を主宰する。

3 大会長は、理事会の推薦を得て、評議員会において選任する。

4 大会長の任期は、前学術集会の翌日から大会長を務める学術集会の終了の日までとする。

5 大会長は、副大会長を任命することができる。

6 大会長、監事は、相互に兼務することはできない。

(顧問)

第36条 本学会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、評議員会の承認を経て理事長が任免する。

3 顧問は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 顧問、監事は、相互に兼務することはできない。

第7章 理事会等

(構成)

第37条 本学会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本学会の業務執行の決定

- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第 29 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(会員総会)

第 45 条 理事長は、年 1 回会員総会を開催する。
2 次に掲げる事項については、会員総会に報告する。
一 事業報告及び決算に関する事項
二 事業計画及び予算に関する事項
三 その他法人運営に関する重要事項

第 8 章 委員会等

(委員会)

第 46 条 本学会に委員会、協議会及び審議会(以下、委員会等)を置くことができる。
2 委員会等の設置または解散は、理事会の決議による。
3 委員会等の委員長は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
4 委員会等の委員は、それぞれの委員長の推薦により理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
5 委員、監事は、相互に兼務することはできない。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 47 条 本学会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 48 条 本学会の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 本学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類を定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び評議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 決算承認を行う理事会は、定時評議員会の開催の日の15日以上前に開催するものとする。

（剰余金の分配制限）

第50条 本学会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

（解散）

第52条 本学会は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第53条 本学会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告）

第54条 本学会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報により行う。

第12章 補則

（補則）

第55条 この定款施行についての細則は理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

附則

1 本学会の設立時評議員（設立時社員）の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
川合陽子	- (略) -
東克巳	- (略) -

2 本学会の設立時理事、設立時理事長（設立時代表理事）、設立時副理事長（設立時業務執行理事）及び設立時監事の氏名は、以下のとおりとする。

一 設立時理事

阿南建一	大畑雅彦	尾崎由基男
金倉譲	川合陽子	川村雅英
近藤弘	近藤也寸紀	島津千里
高松泰	通山薫	永井豊
東克巳	松下正	松野一彦
宮地勇人	森川隆	矢富裕
横田浩充	米山彰子	

二 設立時理事長（設立時代表理事）

川合陽子

三 設立時副理事長（設立時業務執行理事）

通山薫 東克巳

四 設立時監事

北村聖 三村邦裕

3 日本検査血液学会（任意団体）に属する会員、評議員、幹事、大会長、顧問、委員及び権利義務の一切は、平成26年12月31日をもって、一般社団法人

日本検査血液学会に承継されるものとする。

4 日本検査血液学会(任意団体)から承継される評議員については、承継時の任期が満了するまで第 16 条第 4 号の規定は適用しないものとする。

5 本学会の最初の事業年度は、法人設立の日から平

成 26 年 12 月 31 日までとする。

以上、一般社団法人日本検査血液学会の設立のため、この定款を作成し、設立時評議員（設立時社員）が次に記名押印する。

一般社団法人日本検査血液学会細則

第1章 役員及び評議員候補者選出に関する細則

(役員候補者の選出)

第1条 理事及び監事の候補者のうち、一定数は、評議員の選挙により選出される。

2 選挙によって選出された理事及び監事の候補者の協議によって、一定数の理事及び監事の候補者を追加で選出することができる。

3 理事及び監事の候補者は、原則として評議員の中から選出する。ただし、理事候補者のうち8名以内は、評議員以外から選出することができる。

4 理事及び監事の候補者は、役員改選に関する定時評議員会が開催される事業年度の前事業年度末日において64歳未満であることを要する。

(評議員候補者の選出)

第2条 評議員は、定款第15条の規定に基づき、評議員会において選任する。

2 評議員候補者は、次の各号の申請書類を評議員会の開催の日の2か月前までに事務局に送付申請することとする。

一 履歴書

学歴には必ず最終学歴を、研究歴は年を逐って記載すること。

二 業績目録

年代順に「日本検査血液学会雑誌」投稿規定中の「文献の記載」要領に従って記載すること。ただし、学会、研究会などの抄録を除く。

三 主な論文別冊各1部

四 推薦状

本学会評議員1名よりの推薦状

3 評議員候補者の選考手続きは、まず事務局で候補者条件に適合するか否かを調査した後、理事長が理事会に候補者の審査を依頼して、その承認が得られた者につき評議員会の議決を経て、新評議員として会員総会に報告するものとする。

4 理事長は新評議員に委嘱状を交付する。

(選挙管理委員会)

第3条 理事長は、理事会の承認を経て選挙管理委員若干名を任命し、選挙管理委員は選挙管理委員会を組織する。

2 選挙管理委員会は、理事及び監事の候補者の選挙に関する業務を管理する。

第2章 会費に関する施行細則

(年会費)

第4条 年会費は、次の各号とする。

- 一 評議員でない正会員（学生含む） 5千円
- 二 評議員である正会員 8千円
- 三 賛助会員 1口 5万円

2 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第3章 日本検査血液学会支部会に関する細則

(名称及び支部事務局)

第5条 支部会は、一般社団法人日本検査血液学会（The Japanese Society for Laboratory Hematology：略称JSLH）〇〇支部と称する。

2 支部設立には上位組織の本学会理事会の承認を得なければならない。

3 支部会事務局は支部長の下に置く。

(目的及び事業)

第6条 支部会は本学会の下位組織とし、本学会の目的及び事業活動を補佐することを目的とする。

2 支部会は上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 支部総会
- 二 講演会、講習会等の学術活動の開催

三 その他、支部会の目的を達成するのに必要な事業

(支部会員)

第7条 支部会の会員は、原則として本学会の正会員とする。

2 支部会員は、講演会・講習会等の学術活動に参加することができる。

3 支部会に入会するには所定の申込用紙に必要事項を記載し申し込む。

4 本学会の年会費とは別に支部会年会費を徴収されることがある。

(支部役員)

第8条 支部会には以下の支部役員を置く。

- 一 支部長 1名
- 二 支部監事 1名
- 三 支部評議員 若干名

2 支部長及び支部監事は支部評議員の互選により選任する。

3 支部評議員は原則として上位組織の本学会の評議員が兼任する。

4 支部役員の任期は本学会の定款に準ずる。

5 支部長は支部会を代表し、会務を統括し、必要に応じて支部評議員会及び支部総会を開催する。

6 支部長は、決算及び役員人事など主な会務について、支部総会又はその他の方法により支部会員に報告しなければならない。

7 支部監事は支部会の業務遂行及び資産状態の監査を行う。また支部評議員会に出席して意見を述べることができる。

8 支部評議員は支部評議員会を組織し、支部会の運営に必要な諸事項を審議決定する。

9 支部役員に欠員を生じた場合には、支部評議員会が必要に応じて支部役員を選任し、補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 支部会議

1 支部長は年1回支部評議員会を開催する。支部評議員会は支部評議員総数の過半数（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決とし、それを支部総会に報告しなければならない。

2 支部長は年1回支部総会を開催する。支部総会は会員数の5分の1以上（委任状を含む）をもって成立する。

第10条 支部会計

1 支部会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

2 決算及び予算案は本学会の理事会に報告し承認を得なければならない。

第11条 支部会則

支部会は本細則に準じ会則を定める。会則変更には支部評議員会の議決を経て、支部総会に報告しなければならない。

第12条 附則

この細則は平成26年12月31日より施行する。